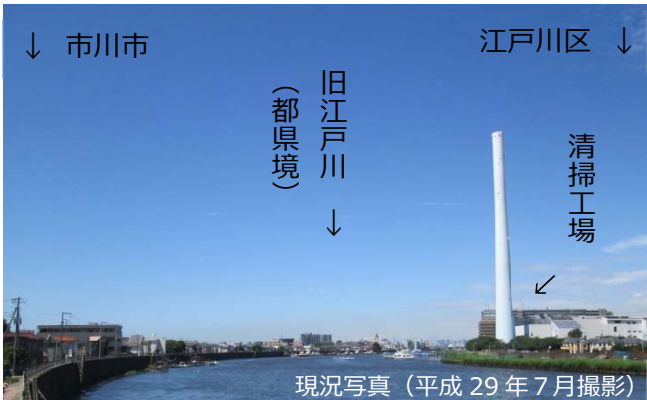


江戸川清掃工場の建替えについて

1. 概要

- 事業者 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」と表記。）
- 所在地 東京都江戸川区江戸川 2-10（現工場と同じ）

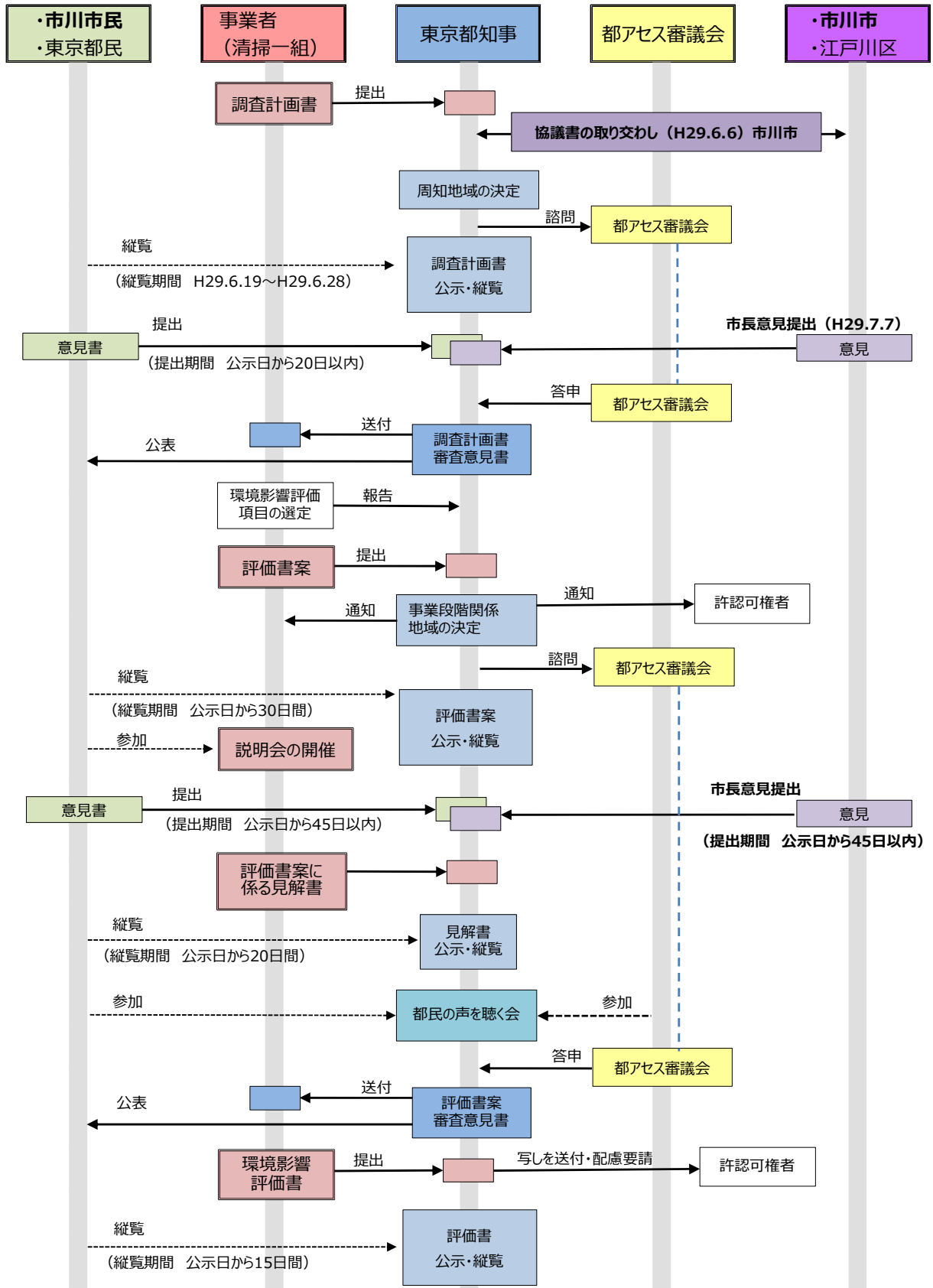


- 処理能力 可燃ごみ 600 トン/日（現工場と同じ）
 ※200 トン/日以上のため、東京都環境影響評価条例の対象事業
- 竣工 平成 38 年度予定

2. これまでの経緯（平成 29 年 7 月末現在）

- ・平成 27 年 11 月 17 日 清掃一組が市に、同工場の建替計画を予定していることを説明
- ・平成 28 年 7 月 15 日 市の協力のもと、清掃一組が大気質調査（四季観測）を開始
 （調査地点：第七中学校、福栄中学校）
- ・平成 29 年 2 月 8 日 市の要望により清掃一組が建替計画（素案）の説明会を開催
 （会場：行徳公民館 3 階レクリエーションホール）
- ・平成 29 年 5 月 29 日 清掃一組が東京都に、環境影響評価調査計画書を提出
- ・平成 29 年 6 月 6 日 市川市長と東京都知事が都条例に基づく協議書の取り交わし
- ・平成 29 年 6 月 13 日 東京都知事より、環境影響評価調査計画書の縦覧依頼及び
 環境影響評価調査計画書に対する意見照会
- ・平成 29 年 6 月 19 日 環境影響評価調査計画書の縦覧、意見書の受付開始
 （市内における縦覧場所：環境政策課、行徳支所総務課）
- ・平成 29 年 6 月 28 日 環境影響評価調査計画書の縦覧終了
- ・平成 29 年 7 月 7 日 環境影響評価調査計画書に対する市川市長意見の提出

【東京都環境影響評価条例に基づく江戸川清掃工場建替事業に係る手続きの流れ】



江戸川清掃工場建替計画

1 建替方針

一般廃棄物処理基本計画に基づき、「水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場」を基本コンセプトとして、江戸川清掃工場の建替えを行う。

2 場所

東京都江戸川区江戸川二丁目 10 番地

3 敷地面積

約 28,000 m²

4 施設概要

(1) 施設規模

600 トン/日 (300 トン/日 × 2 炉)

(2) 建築物

- ・工場棟 1 棟 (管理諸室含む)

鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造)

ほか付属棟

- ・煙突

(外筒) 鉄筋コンクリート造

(内筒) ステンレス製

(高さ) 地上約 150 メートル

(3) プラント設備

- ① 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉

② 公害防止設備

- ▶ 大気汚染防止 煙突からの排ガスは、次の処理性能を確保する。

[処理性能] ばいじん：0.01 g/m³ N 以下

硫黄酸化物：10 ppm 以下

窒素酸化物：50 ppm 以下

塩化水素：10 ppm 以下

水 銀：0.03 mg/m³ N 以下

ダイオキシン類：0.1 ng-TEQ/m³ N 以下

[処理方式] ろ過式集じん方式

湿式排ガス洗浄方式

触媒脱硝方式

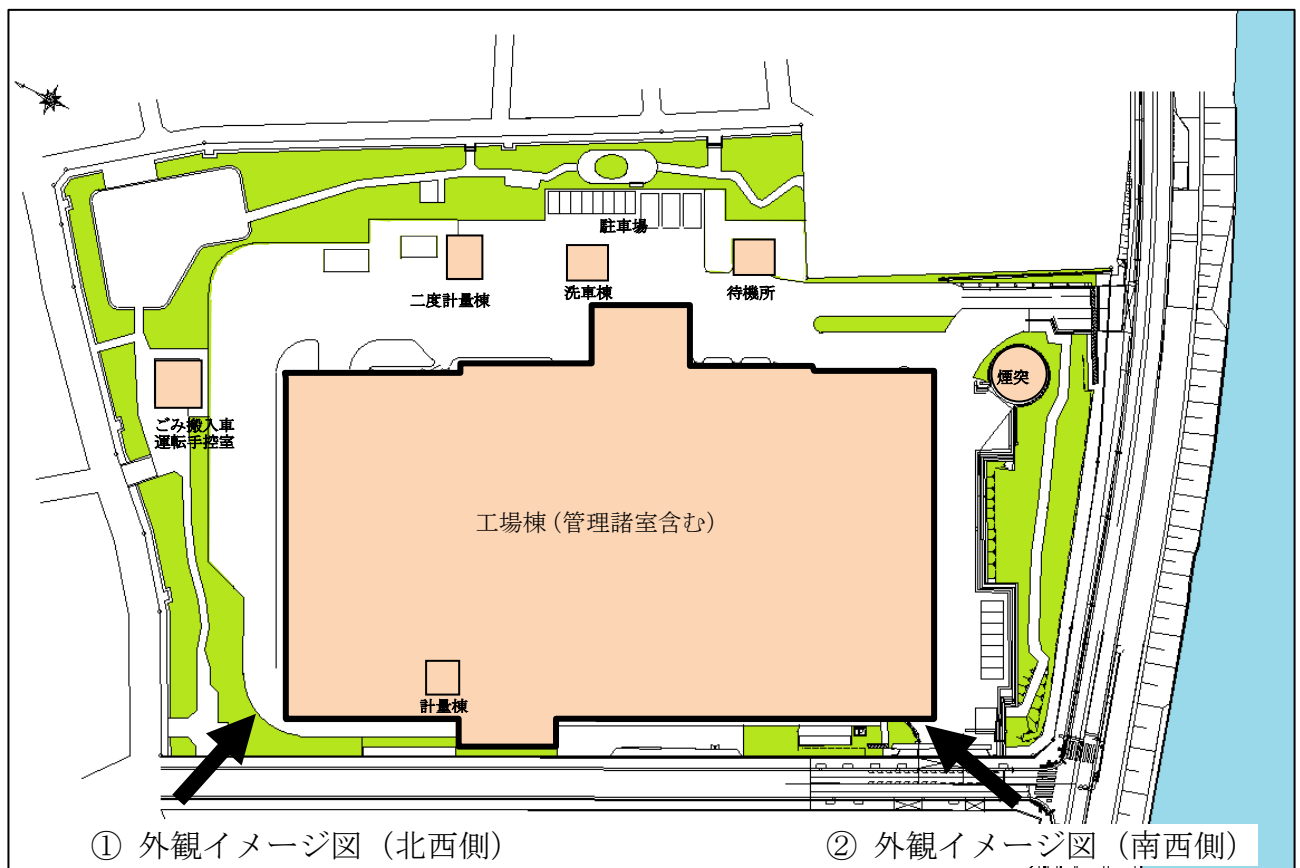
- ▶ 水質汚濁防止 施設排水は、「下水道法」及び「東京都下水道条例」による排除基準に適合させ、公共下水道へ放流する。
[処理方式] 凝集沈殿ろ過処理方式
- ▶ 騒音・振動防止 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準に適合させる。
 - ・消音器等の設置
 - ・プラント機器の屋内設置
 - ・構内道路の一部を囲う
- ▶ 臭気防止 「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準に適合させる。
 - ・エアカーテン、自動扉
 - ・脱臭設備
 - ・自動洗車装置によるごみ収集車両の洗浄
 - ・構内道路の一部囲う等

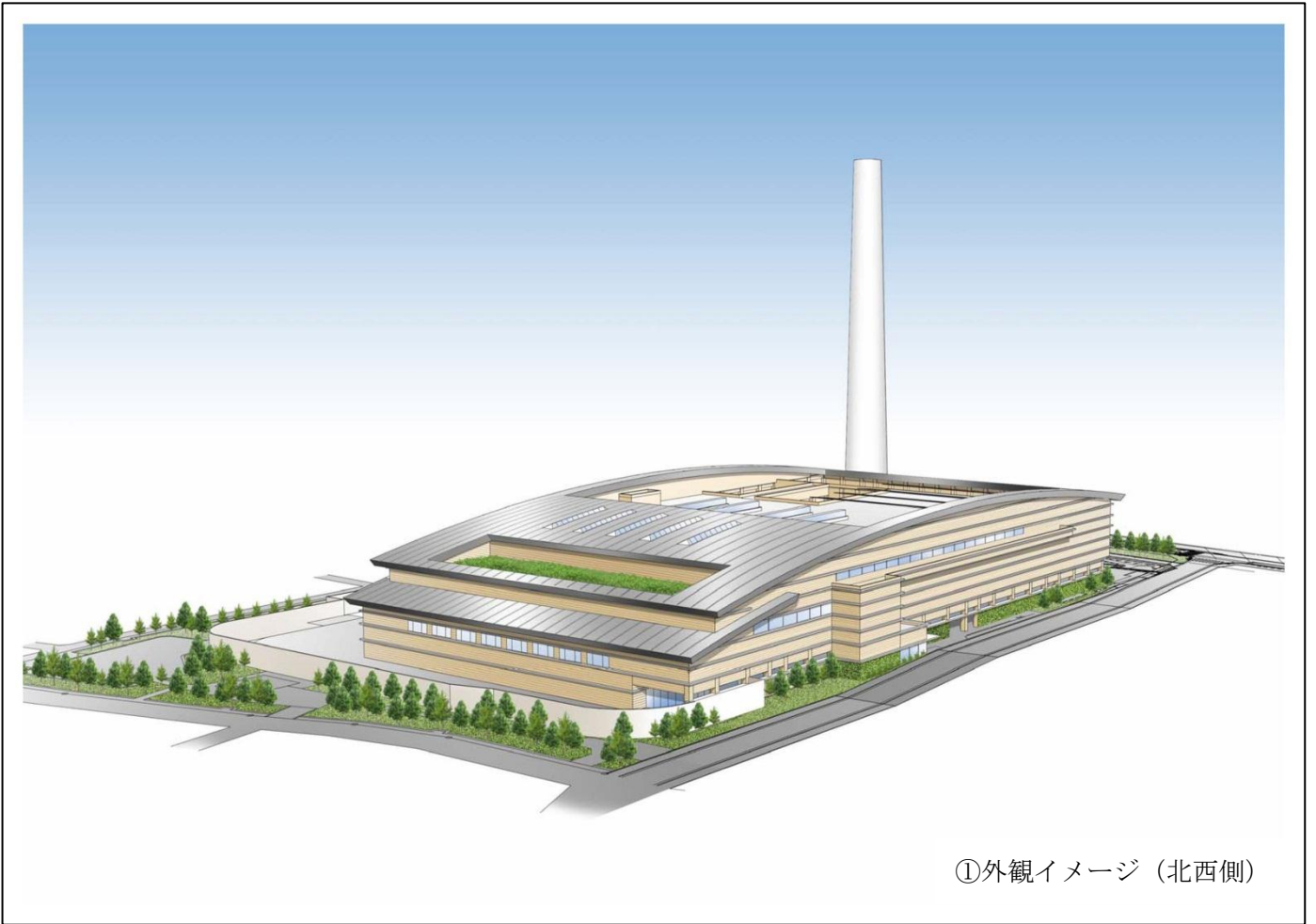
③余熱利用 高効率発電を行うとともに、区の施設へ熱供給を行う。

5 建設工程

事業年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
建替計画策定												
建替工事（予定）												
環境影響評価手続												

【配置図（建替後）】





①外観イメージ（北西側）



②外観イメージ（南西側）